

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に 関する条例案要綱の概要

1 目 的 （第1）

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する関係者の責務・役割等を規定



近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進



これまで培われた優れた技術および技能を活用して、時代の変化に適合していくための新たな取組の積極的な推進を図り、本県の経済および社会の発展に寄与

2 基本理念 （第3）

- 近江の地場製品の需要の拡大
- 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
- 新商品の開発、新たな販路の開拓等の推進
- 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上、優れた技術等の継承の推進

3 関係者の責務・役割 （第4～第6）

県の責務、県民・近江の地場産業事業者等の役割の遂行

4 基本指針 （第7）

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する基本指針の策定、公表等

5 近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する施策の推進 （第8～第11）

近江の地場産業および近江の地場製品の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進

- 基本的な施策
 - ・ 近江の地場製品の需要の拡大
 - ・ 近江の地場産業事業者等の経営基盤の強化
 - ・ 近江の地場産業事業者等の新商品の開発等
 - ・ 担い手となる人材の確保、育成・資質の向上
 - ・ 優れた技術等の次代への継承の推進
 - ・ 普及啓発、調査分析
- 顕彰、実施状況の公表、推進体制の整備

6 財政上の措置等 （第12・付則）

- 財政上の措置
- 公布の日から施行